

金属労協政策レポート

No.8 2002.2.25

全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/IMF-JC) 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル4階 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL http://www.imf-jc.or.jp 編集兼発行人 阿島 征夫

解説 所得税見直しの論点

小泉首相は1月17日、政府税制調査会総会において、平成15年度予算に向け、「新しい時代に対応するようなあるべき税制改革」について取り組むよう指示した。改革の方向性としては、「公平・中立・簡素」な税制ということが打ち出されているが、具体的には、所得税における課税最低限見直し、法人課税関係では租税特別措置の削減や法人事業税における外形標準課税導入、そのほか道路特定財源の見直しなどが検討の俎上にのぼってきている。

現行の所得税制に関するさまざまな議論には、明確な検証が伴っていないものも多く、そうした傾向に沿って抜本的見直しが行われれば、勤労者生活に大きな打撃を与えるだけでなく、国民間の格差拡大と階層の分化・固定化を生じさせ、わが国産業の活力の喪失、経済の停滞、ひいては社会の荒廃を招く危険性が大きい。

金属労協はこれまで、「政策・制度要求」のなかで、所得税制に関して考え方を明らかにしてきたところであるが、本稿では金属労協の主張の根拠となる論点について整理し、関係各位の検討の一助に供したい。

■■● 小泉首相が抜本的税制改革を指示

小泉首相は1月17日、政府税制調査会総会に出席し、平成15年度予算に向けて、「新しい時代に対応するようなあるべき税制改革」について取り組むよう指示をしました。また、1月25日に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」では、「持続可能な財政の確立に向けて、経済の市場化、国際化、少子化・高齢化という観点から、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因をも考慮しつつ、公平・中立・簡素の原則を踏まえた税制改革を行っていく必要がある。その際、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保、政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証等、幅広く税制を見直していくことが不可欠である」との方針が盛り込まれています。抜本的な税制改革の検討に際して、具体的には、所得税における課税最低限の見直し、法人課税関係では租税特別措置の削減や法人事業税における外形標準課税導入、そのほか道路特定財源の見直しなどが俎上にのぼってきています。

●●● 所得税の課税最低限が大きな焦点

2月4日に行われた塩川財務大臣の財政演説では、

恒久的減税の実施など、税制においても景気に最大限配慮してきた。その結果、わが国の租税負担率はG7諸国で最低の水準となっている。

働いている人のうち4分の1が所得税を負担しておらず、250万法人のうち3分の2が法人税を負担していない。 租税は公的サービスを皆で広く公平に支えていくための会費であることに思いをいたせば、全体としての租 税負担のあり方、また、いわゆる「税負担の空洞化」ともいうべき状況について議論することが必要。

個人や企業の経済活動が多様化する中で、経済の活力を高めていくためには、個人や企業の自由な選択を妨げず、これを最大限尊重することが重要。経済活動に中立で歪みのない、簡素でわかりやすい税制の構築が 求められる。

との認識が示されており、抜本的税制改革のなかで、とりわけ所得税の課税最低限の見直しが大きな焦点となってきています。

所得税制に関しては、納税者番号制の導入や、根拠課税(消費税にインボイスを本格導入し、これによって 自営業における取引の流れを掌握し、所得税課税の根拠とすること)の実現など、抜本的な改革を行っていか なければならないことは明らかです。しかしながら一方で、現行の所得税制に関するさまざまな議論には、明 確な検証が伴っていないものも多く、こうした傾向に流されることは危険です。

たとえば、政府税制調査会委員の猪瀬直樹氏は、Voice 2002年3月号における石弘光・政府税調会長との対談のなかで、「いま夫婦と子ども2人のサラリーマン家庭では、課税最低限が384万円です。年収384万円未満の人は、1円も所得税を納めていないのです。課税最低限というと貧しい人に手厚い政策のように受け取られがちですが、これは錯覚です。賃金が年功序列になっている日本では、結局は若い人が税金を払っていないだけなのです」と述べています。しかしながら、課税最低限384万円というのは、子どものうちの1人が高校生または大学生の場合ですから、少なくとも30歳代前半までの「若い人」は対象ではありません。独身者の課税最低限は114.4万円、夫婦のみの場合は220万円ですから、「若い人」も多くが所得税を負担していることは明らかです。このような粗雑な主張が、世論や政府税調での議論をミスリードしていくことがないよう、労働組合として適切に対処していかなければなりません。

●■● 所得税における非納税者の問題

前述のとおり塩川財務相の財政演説では、「働いている人のうち4分の1が所得税を負担していない」と指摘しています。「4分の1」というのは一見きわめて大きな比率のように感じられますが、その中身については検証が必要です。

財務省の推計 (2000年) によれば、就業者6,446万人のうち所得税の非納税者は1,673万人にのぼっており、 就業者全体の26.0%に達しています。

しかしながら、1,673万人の非納税者のうち、304万人が自営業主(農業を含む)です。自営業主は全体で731万人ですから、実に41.6%が非納税者という状況になっています。しかしながら、クロヨン(所得捕捉率が、給与所得者は9割、自営業者は6割、農業従事者は4割になっているということ)トーゴーサン(同じく10割、5割、3割)といわれるように、自営業主の所得捕捉は困難ですから、とくに驚くべき数字ではないかもしれません。

残りの1,369万人の非納税者は、給与所得者か自営業の家族従業者ですが、この区分けはできません。家族従

業者は全体で340万人いますが、そのうちの相当程度は非納税者になっているのではないかと推測されます。 この1,369万人から、

- ・自営業の家族従業者の非納税者
- ・公務員の非納税者
- ・民間の給与所得者だが、1年を通じて勤務していないために非納税になっている者

を除くと、残り(民間の給与所得者で1年を通じて勤務したが、非納税の者)は、607万人となります。

しかしながら、607万人のうち411万人は年収が200万円以下の人達です。年収200万円超の非納税者は196万人ですが、さらに、このうちの78万人は住宅取得控除によって非納税者になっています。

結局、1.673万人の非納税者のうち、

- ・民間の給与所得者で1年を通じて勤務した者
- ・年収200万円超
- ・住宅取得控除の対象者ではない

という3つの条件をいずれも満たしている非納税者は118万人、就業者全体の1.8%、雇用者全体の2.2%にすぎません。自営業主の非納税者304万人と比べると4割以下です。(図表1)

図表1 所得税の非納税者(2000年)

(万人)

項目	人数	比率
就業者数…①	6, 446	
うち自営業主…②	731	①に対して 11.3%
うち家族従業者	340	
うち雇用者…③	5, 356	①に対して 83.1%
納税者数	4,773	①に対して 74.0%
非納税者数…④	1,673	①に対して 26.0%
④のうち自営業主…⑤	304	②に対して 41.6%
④のうち給与所得者と家族従業者…⑥	1,369	
⑥のうち民間の給与所得者で1年を通じて勤務した者…⑦	607	
⑦のうち年収200万円以下の者	411	
⑦のうち年収200万円超の者…⑧	196	
⑧のうち住宅取得控除対象者	78	
⑧のうち住宅取得控除対象者以外の者	118	①に対して 1.8%
		③に対して 2.2%
		⑤に対して 38.8%

資料出所:財務省、総務省資料よりJC政策局で作成。

●■● やはり自営業主の所得捕捉が先決

118万人でも多い、という判断があるかもしれませんが、いずれにしても「4分の1が所得税を負担していない」という財務省の主張は、やや誇張された、恣意的なデータの使い方といわれても仕方ありません。

多くの人に所得税を負担してもらうということならば、やはり自営業主の所得捕捉率を向上させることが先 決であり、その手段として納税者番号制の導入や、所得税の根拠課税を実現していかなければなりません。

なお、所得税の納税者・非納税者の数が、財務省の推計でしか把握できない、ということは驚くべきことで す。とくに公務員のデータに関してはきわめて不明朗であり、税制の抜本的改革を行おうとするならば、財務 省は積極的な情報開示に努めるべきです。

■■● 租税は公的サービスを皆で広く公平に支えていくための会費ということについて

租税とは、「個々人を超越する国家・公共の利益の維持のための義務分担」として、人々が「各人の能力に応じて税を支払い、その義務を果たす」ものであり、「個々人の資産や生活状況を考慮して支払可能な税負担を決定し、それによって社会的な富の偏在を再分配しようとするもの」と考えられています。

塩川財務相は、「租税は公的サービスを皆で広く公平に支えていくための会費」と定義していますが、ここで重要なことは、租税は「国家・公共の利益の維持のための義務分担」ではあるけれども、あくまでも「各人の能力に応じて」負担するということであります。租税が「会費」であるという概念が強調されすぎると、極端な場合、税金を払わない人は国民ではない、あるいは参政権を制限すべき、などという現行憲法とは相容れない発想につながっていってしまいます。あくまでも「各人の能力に応じて」というのが「公平」の趣旨であります。

その点で、何が「公平」な負担かという概念は、所得・資産が国民の間でどのように配分されているかによってまったく異なってきます。所得や資産の格差がほとんどない国では、広く負担することが公平な負担ですし、逆に所得・資産格差が著しい国では、広く負担することは公平ではありません。国民の所得・資産格差が少なく、広く税負担できる経済構造であることが望ましいわけですが、逆にどのような経済構造であっても、広く税負担することが望ましいわけではありません。

●●● 個人の自由な選択を妨げず、中立な税制とはどういうことか

租税が「社会的な富の偏在の再配分」を行おうとするものである以上、税制に「個人の自由な選択を妨げず、中立」であることを求めるのは意味がありません。もともと「再配分」ということ自体、中立ではありえないからです。

例えば所得税における累進税率という仕組みは、個人が高所得を得るという選択を妨げるものですし、相続税は、個人が財産を自ら消費せず、子孫に残すという選択肢を妨げています。このような仕組みは「個人の自由な選択を妨げず、中立」という考え方からは正反対のものですが、経済的公平を確保するために不可欠な、誘導的な政策手段として、受け入れられています。もし、こうした仕組みをも破壊しようとするのならば、政府は「社会的な富の偏在の再配分」という重要な役割を放棄することになります。

そもそも「公平・中立・簡素」な税制を謳っている政府の「構造改革と経済財政の中期展望」自体、税制に ついて「政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証」が必要、と指摘しており、自ら税制が誘導的な政 策手段であることを認めています。

一般に、「個人の自由な選択を妨げず、中立」な税制が主張されるのは、配偶者控除が配偶者の就労を妨げているとの観点から、所得税の配偶者控除の廃止・圧縮を図ろうとする際の論拠として用いられる場合が多いようです。税制のめざすべき普遍的な原則というよりは、美辞麗句による単なる理屈づけの感が免れません。

■■ 配偶者控除は配偶者の就労を阻害しているか

パートで働いている人が、所得税の配偶者控除が受けられる限度額まででパート労働を止めてしまい、年末 になると職場を休んでしまう、という指摘があります。しかしながら、よく知られているように、これは税制 の問題というよりは、賃金として支払われる家族手当の問題です。税制上は、配偶者特別控除があることにより、配偶者に関する控除額(配偶者控除+配偶者特別控除)は段階的になっています。例えば、配偶者のパート労働による年収が70万円未満ならば、配偶者に関する控除は76万円となりますが、70万円を超えるといきなりこれがゼロになるわけではなく、103万円ならば38万円、140万円ならば3万円という具合に、控除額が17段階に細かく分かれており、配偶者の年収が141万円になってはじめて控除がゼロになるのです。(図表2)

一方家族手当は、配偶者の年収が103万円以下ならば支給、103万円を少しでも超えればゼロという場合が多いですから、パート労働をしている配偶者に労働を休止させる誘因が強いといえます。しかしながら、家族手当のあり方そのものについては、産業・企業の労使がそれぞれ個別に判断すべきことであって、民間企業の家族手当がどうなっているから税制を変える、というのは本末転倒です。

図表2 配偶者の年収と配偶者に関する控除額の関係

(万円)

配偶者	の年収	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者に関する
(給与収入)				控除合計
	70万円未満	38	38	76
70万円以上	75万円未満	38	33	71
75	80	38	28	66
80	85	38	23	61
85	90	38	18	56
90	95	38	13	51
95	100	38	8	46
100	103	38	3	41
103万円		38	0	38
103万円超	105万円未満	0	38	38
105万円以上	110	0	36	36
110	115	0	31	31
115	120	0	26	26
120	125	0	21	21
125	130	0	16	16
130	135	0	11	11
135	140	0	6	6
140	141	0	3	3
141万円以上		0	0	0

資料出所: J C 政策局

●■● 人的控除の本質

そもそも人的控除というのは、

その時々の国民生活水準からみて通常必要とされる生計費に対応する部分を、課税外におくこと。 納税者数を、税務行政上処理可能な限度に保つこと。

税率とともに所得税の累進構造を形成し、所得の低い階層の累進度を緩和すること。

家族の構成内容、家族数等に応じて税負担の差を設け、応能負担に適合せしめること。

という機能を持つものといわれていますが、このなかの 、すなわち憲法25条に定められた「健康で文化的な 最低限度の生活を営む」ための生計費は課税外におく、ということが人的控除の本質であります。

そうした点からすれば、国民のすべて、大人も子供も高齢者も、お金を稼いでいようと、いまいと、国民の 一人ひとりに、憲法で認められた基本的人権として、「人的控除」があるのだということです。便宜上、納税 者本人に対する人的控除は「基礎控除」、その配偶者に対する控除は「配偶者控除」、子供などは「扶養控除」などという名前で区別されていますが、本質的にはまったく同じ性質のものです。

人的控除は、収入のある人(稼得者)については本人の収入から、収入のない人についてはその人の生計費 を負担している稼得者の収入から控除されるということで、きわめて公平な仕組みになっているのです。

もし、たとえば配偶者控除を廃止する、というようなことになれば、それは収入を得ていない配偶者に関しては、最低限度の生活を営むための生計費についても課税するということであり、基本的人権に関する法の下の平等を損なうものと判断せざるをえません。

■■● 課税最低限の水準と最低生計費との関係

繰り返しになりますが、所得税の人的控除は、憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための生計費は課税外におく、ということですが、現実に最低限の生活を維持するためには、給与所得者の「勤務に関連する経費」や、社会保険料負担も必要ですから、人的控除と給与所得控除、社会保険料控除も含めた「課税最低限」で、その水準の是非を検討しています。

所得税の課税最低限の水準は、

・夫婦子2人(うち1人は高校・大学生) 384.2万円

・夫婦子2人(2人とも中学生以下) 346.6万円

· 夫 婦 220.0万円

•**独 身** 114.4万円

となっています。

一方、国民の最低生計費の水準を示す指標のひとつである「生活保護基準」では、夫婦子2人(2人とも中学生以下)の場合、

・夫32歳、妻29歳、子2歳・0歳 303.6万円 ・夫35歳、妻32歳、子5歳・3歳 326.7万円

・夫40歳、妻37歳、子10歳・8歳 338.7万円

· 夫45歳、妻42歳、子15歳 (中3)・13歳 364.6万円

となっており、夫婦子2人(2人とも中学生以下)の場合の課税最低限である346.6万円とほぼ見合った水準になっています。若干、課税最低限のほうが高い部分もありますが、課税最低限の構成要素である給与所得控除には、本来は最低生計費ではない、「給与所得の特異性に基づいた他の所得との負担調整」の部分が含まれています(後述)から、これを除けば決して高くありません。

なお独身者の生活保護基準は、

• 18 ~ 19歳 168.6万円

•20~26歳 165.9万円

となっており、課税最低限114.4万円は、これらに比べて明らかに低すぎるといえます。(図表3)

■■■ 課税最低限の比較は購買力平価で

わが国の所得税の課税最低限は、夫婦子2人(うち1人は高校・大学生)の場合で、384.2万円となっていますが、財務省のデータによれば、アメリカは315.3万円、イギリス137.8万円、ドイツ383.3万円、フランス298.1万円となっており、主要国のなかで、日本はドイツと並んで最も高い水準となっています。

図表3 所得税の課税最低限と最低生計費との比較(年額)

(万円)

	(73 1)
項目	金 額
夫婦子2人(2人とも中学生以下)	
課稅最低限	346.6
生活保護基準	
夫32歳、妻29歳、子2歳・0歳	303.6
夫35歳、妻32歳、子5歳・3歳	326.7
夫40歳、妻37歳、子10歳・8歳	338. 7
夫45歳、妻42歳、子15歳(中3)・13歳	364.6
夫 婦	
課稅最低限	220.0
生活保護基準	
夫28歳、妻25歳	226. 5
独身	
課税最低限	114.4
生活保護基準	
18~19歳	168.6
20~26歳	165.9

- (注) 1. 生活保護基準は、労務行政研究所が算出したモデル条件別生活保護 基準(居宅の場合・2001年度・1級地-1)による。ただし、原 データに社会保険料が含まれていないので、課税最低限算出と同様 の方式で、社会保険料を算入した。
 - 2. 1級地-1は、川口、さいたま、東京23区、八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、昭島、調布、町田、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、国立、西東京、福生、狛江、東大和、清瀬、東久留米、多摩、稲城、横浜、川崎、鎌倉、藤沢、逗子、大和、葉山、名古屋、京都、大阪、堺、豊中、池田、吹田、高槻、守口、枚方、茨木、八尾、寝屋川、松原、大東、箕面、門真、摂津、東大阪、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西の各市区町。
 - 3. 資料出所:財務省、労務行政研究所資料より、JC政策局で作成。

財務省のデータは、2001年6月から11月の為替レートの平均値で換算したものですが、日々変動する為替レートで換算して比較しても、あまり意味はありません。課税最低限を比較するような場合には、為替市場で取引されるレートではなく、理論的な為替レートである「購買力平価」を用いて換算するのが普通です。

購買力平価とは、例えば日米間の場合には、アメリカで1ドルのものを日本で買う場合、いくらで買えるかということで算出する為替レートです。アメリカで1ドルのものが日本で100円ならば購買力平価は1ドル=100円、200円ならば1ドル=200円です。

物価の高い国や付加価値(消費)税率の高い国では、課税最低限は高くて当然ですから、物価水準や付加価値(消費)税率の違いを織り込んだうえで国際比較するために、購買力平価を用いなければならないのです。

OECDによれば、2000年の購買力平価は1US \$ = 152円、1 £ = 233円、1ユーロ(ドイツ) = 155円、1ユーロ(フランス) = 151円となりますので、これで換算すると、各国の課税最低限は日本の384.2万円に対し、アメリカが392.8万円、イギリス184.5万円、ドイツ550.1万円、フランス416.8万円となり、わが国はイギリスを除けば最低水準ということになります。「夫婦」「独身」の場合の課税最低限を比較しても、わが国はおおむねアメリカなみ、ドイツ、フランスに比べて大幅に低い水準ということになります。(図表4)

■■■ 給与所得控除の2つの性格

課税最低限の構成要素のなかに含まれる給与所得控除には、2つの性格があります。すなわち、

図表4 所得税課税最低限の国際比較

①夫婦子2人

項目	日	本(a)	アメリ	リカ	イギ	リス	ドイ	ツ	フラン	レス	日	本(b)
各国通貨建	384.	2 万円	25,844	\$	7,920	£	35, 491	Е	27,602	Е	346.	6 万円
財務省による円換算	384.	2 万円	315.3	万円	137.8	万円	383.3	万円	298.1	万円	346.	6 万円
直近為替レート(当該国通貨あたり円)		1 円	132	円	188	円	115	円	115	円		1 円
直近為替レートによる円換算	384.		341.1				408.1	万円	317.4	万円	346.	6 万円
日本=100	100.	0	88.8		38.8		106.2		82.6			
購買力平価(当該国通貨あたり円)		1 円		円		円	155	円	151	円		1 円
購買力平価による円換算	384.	2 万円	392.8	万円	184.5	万円	550.1	万円	416.8	万円	346.	6 万円
日本=100	100.	0	102.2		48.0		143.2		108.5			

(注)日本(a)は子のうち 1人が高校・大学生、日本(b)は 2人とも中学生以下、アメリカは子のうち 1人が17歳未満。

②夫 婦

項目	日	本	アメリ	力	イギ	Jス	ドイ	ツ	フラン	ノス
各国通貨建	220.0	万円	13,844	\$	4,534	£	19,472	Е	20,620	Е
財務省による円換算	220.0	万円	168.9	万円	78.9	万円	210.3	万円	222.7	万円
直近為替レート(当該国通貨あたり円)]	円	132	円	188	円	115	円	115	円
直近為替レートによる円換算	220. (万円	182.7	万円	85.2	万円	223.9	万円	237.1	万円
日本=100	100.0)	83.1		38.7		101.8		107.8	
購買力平価(当該国通貨あたり円)	1	円	152	円	233	円	155	円	151	円
購買力平価による円換算	220.0)万円	210.4	万円	105.7	万円	301.8	万円	311.4	万円
日本=100	100.0)	95.7		48.0		137.2		141.5	

③独 身

項 目	日	本		アメリ	力	イギリ	リス	ドイ	ツ	フラン	/ス
各国通貨建	114.	4 万	円	7,697	\$	4,534	£	10, 361	Е	13,630	Е
財務省による円換算	114.	4 万	円	93.9	万円	78.9	万円	111.9	万円	147.2	万円
直近為替レート(当該国通貨あたり円)		1	円	132	円	188	円	115	円	115	円
直近為替レートによる円換算	114.	4 万	H	101.6	万円	85.2	万円	119.2	万円	156.7	万円
日本=100	100.	0		88.8		74.5		104.2		137.0	
購買力平価(当該国通貨あたり円)		1	円	152	円	233	円	155	円	151	円
購買力平価による円換算	114.	4 万	M	117.0	万円	105.7	万円	160.6	万円	205.8	万円
日本=100	100.	0		102.3		92.4		140.4		179.9	

- (注) 1. 各国通貨建は「財務省による円換算」値より逆算した。
 - 2. 直近為替レートは2002年2月15日のレート。
 - 3. 購買力平価はOECDが算出した2000年の値。
 - 4. 資料出所:財務省、日本経済新聞、OECD資料よりJC政策局で作成。

図表5 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる 品目に対する年間支出額(1999年)

(円)

年間収入5分位階級	年間支出額
I	301,815
Π	374,894
Π	466, 455
IV	538, 586
V	741,462
平均	484, 642

- (注) 1. 総務省「家計調査」の標準世帯(4人世帯・有業人員1人)における、背広、男子コート、男子ズボン、男子ワイシャツ、他の男子シャツ、男子靴下、男子靴、大人雨靴、傘、ネクタイ、他のバッグ、理髪料、洗濯代、筆記・絵画用具、新聞、教科書・学習参考教材、書籍、こづかい、つきあい費に対する支出の合計。
 - 2. 家事上の支出、世帯主以外の支出も含まれる。
 - 3. 資料出所:財務省

給与所得者が勤務ないし職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除する。

給与所得の特異性に基づいた他の所得との負担調整。

の2つです。

このうち は、給与所得が源泉徴収によって100%捕捉されるのに対し、自営業者や農業従事者の所得は所得捕捉率が低いので、この不公平(いわゆるクロヨン、トーゴーサン)を補填するという趣旨であります。

財務省は、「給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目」に対する年間支出額を試算していますが、99年の平均で48.5万円となっています。

(図表5)

この試算では、たとえばパソコン関連の費用や自己負担の教育訓練の授業料などが含まれておらず、そのまま納得することはできませんが、とりあえず、この48.5万円を「給与所得者の勤務に関連する経費」とみなして、夫婦子2人(うち1人が高校・大学生)の課税最低限における給与所得控除130.8万円から差し引くと、差額の82.3万円が「他の所得との負担調整」の部分ということになります。

「他の所得との負担調整」については、納税者番号制の導入、所得税における根拠課税の実現などにより、 給与所得と自営業主の所得との所得捕捉率の格差が完全に解消されたあかつきには、改めて再検討することも 考えられます。しかしながらその場合には、見直し後の課税最低限の水準が、最低生計費との比較において、 あるいは国際的に比較して、低くなってしまわないように、課税最低限の他の項目について、積み上げていく ことも必要となります。

なお、給与所得控除を見直したあとも、「給与所得者の勤務に関連する経費」に相当する部分は残ります。 その部分については、すべて実額控除にすることも可能ですが、その場合には、実額控除は「課税最低限」の 構成要素からは除外されてしかるべきです。

■■ 人的控除と課税最低限のあり方

これまで見てきたように、わが国では、

少なくとも民間の給与所得者については、所得税を負担すべき人はほとんどの人が納税している。

所得税の課税最低限を国際的に比較してみると、主要国ではイギリスに次いで低い。

最低生計費との関係では、わが国の課税最低限は、夫婦子2人の場合はおおむね見合ったものであり、独身者の場合は明らかに低い。

という状況にあります。従って、所得税の課税最低限を引き下げるべき合理的理由はない、と判断されます。

もちろん、わが国の課税最低限にまったく問題がないわけではありません。たとえば配偶者に関する人的控除に配偶者控除と配偶者特別控除の2つがあることについては、控除額を段階的なものにするために必要、という趣旨は理解できるものの、税制のシンプルさという点では工夫の余地があるかもしれません。

また、独身者に対する課税最低限が国際的にみて低く、生活保護基準にも達していない状況にあることはきわめて問題であり、稼得者本人に関する基礎控除について、これを拡充する必要があります。例えば4人世帯の最低生計費は、「独身者の最低生計費×4」よりは小さくてよい、と考えられますので、基礎控除の額を他の人的控除より大きくしても、それは合理的な理由があるといえます。

給与所得控除については、前述のように、まず第一に給与所得と自営業主の所得との所得捕捉率の格差を完全に解消し、そののち、再検討を行っていくべきです。

●●● 人的控除は所得控除か税額控除か

人的控除については、所得控除をやめて税額控除に転換する、あるいは児童手当など社会保障給付に転換してはどうか、という主張があります。

そもそも所得税というものは、法人であれ、個人であれ、「収入マイナス必要経費」である所得に課税するものです。人的控除は、いわば人間が生きていくために必要な最低限の必要経費です。「老年者控除」や「障害者控除」、「特定扶養親族」なども、高齢者、障害者といった方々、あるいは高校生・大学生などは、そうでない人々よりも生計費が多く必要になる傾向がありますから、そういった方々に関しては「人的控除」も多く設定されているのです。税法上、所得税において生計費の実額控除は認められていませんが、これは人的控除によって最低生計費の概算控除をしているからであり、人的控除を税額控除にすることは、「収入マイナス必要経費」の原則に反することになります。

しかも、前述のように人的控除は、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための 生計費は課税外におく、ということですから、税額控除では、最低生計費と控除額との関係が希薄になってし まいます。たとえば10万円の税額控除が行われた場合、税率8%の人にとっては、125万円の生計費に相当しま すが、税率16%の人にとっては、62万5千円にしかなりません。こうした違いは合理的な理由の認められるも のではなく、法の下の平等に反するといわなければなりません。

税率の高い人は収入が多いからよいのだ、という主張もありますが、租税の基本理念や基本的人権の問題に 損得論を持ち出すべきではありません。どれだけの収入の人にどれだけの所得税負担が適正かという税の「垂 直的公平」は、累進税率、および税率の適用区分幅の設定によって確保すべきであって、そこに人的控除を持 ち出すのは、的外れといわざるをえません。人的控除は、同じ収入ならば、多くの家族を扶養している人の税 負担を軽減するという、税の「水平的公平」確保の手段であり、「税額控除転換論」は、垂直的公平と水平的 公平を混同するものといえます。

■■ 社会保障給付への転換は非効率

一方、人的控除を社会保障給付に転換することは、税額控除に転換する以上に問題が多いものです。

まず、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための生計費は課税外におく、という原則が完全に崩壊してしまいます。もちろん税制を使わず、社会保障給付だけで「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することは可能ではありますが、効率的ではありません。

例えば人的控除によって10万円所得税が安くなれば、10万円は100%納税者の手取りになりますが、その10万円を政府が税として徴収し、児童手当として給付しようとすれば、10万円のうち何がしかの金額は、そうした制度を支えるための費用に使用されてしまい、マクロ的に見て、徴収された税金が100%国民に還元されないということになります。人的控除があろうがなかろうが、税務処理の人手は大してかわらないでしょうが、人的控除を社会保障給付に転換すれば、確実にそのぶんの人手が新たに必要となるからです。

加えて、政府が一度税金として徴収し、それを改めて支給するということは、そのぶん政府の規模が拡大するということであり、政府の規模が拡大するということは、わが国において非効率な部分が拡大することを意味します。

もちろん「所得の再配分」そのものについては、たとえ費用がかかったとしても政府が行わなくてはならない責務ですが、あえて高コストなやり方をする必要はないわけで、所得税において人的控除を行いつつ、適切な累進税率や税率の適用区分幅を設定し、あわせて本当に必要な人に特化した社会保障給付などを組み合わせ

ることによって、効率的な再配分を行っていくべきであります。

●●● 「租税歳出」解消も、大きな政府につながってはいけない

なお、「租税歳出」という概念があります。租税歳出とは「租税体系上のある基準または規範から乖離した特別な措置」のことで、各種の税制上の特別措置が補助金など直接的な財政支出と実質的に同じ政策目的を達成する手段でありながら、予算書には計上されず、予算審議にもかけられない「隠れた歳出」になっている、という意味です。

わが国ではいわゆる租税特別措置のことを指しますが、人的控除は「租税体系上の基準または規範」に沿ったものですから、当然ながら租税歳出ではありません。

租税歳出は税制を複雑にしますが、複雑な税制は非効率であり、かつまた不公平を招きやすいことから、税制だけの観点から見れば、租税歳出が基本的に好ましくないのは事実です。しかしながら、租税歳出を補助金のような直接的な財政支出に置き換えることは、もっと好ましくありません。直接的な財政支出拡大は、政府の規模を拡大させ、「複雑な税制」以上に非効率になるからです。租税歳出をとりやめるのは、政策誘導の必要のなくなったものに限られるべきであって、とりやめによる増収分を、同趣旨の補助金などに回すことがあってはなりません。

■■ 現行の所得税は個人単位

わが国の所得税制は世帯単位のもの、とする見方が一部にあります。しかしながら、財務省も明確に示しているように、わが国の所得税制は、主要国のなかではイギリスと同様、あくまで稼得者個人を課税単位としており、個人主義を徹底したものといえます。

これに対して、アメリカ、ドイツでは個人単位の課税と夫婦単位の課税とを選択することができます。夫婦単位の課税の場合は、夫婦の所得を合算して均等分割したうえで所得税率を適用し、算出された税額を2倍します(2分2乗方式)。アメリカでは個人単位の場合と異なる税率を、ドイツでは同一の税率を適用させます。フランスは、個人単位の課税を選択することはできず、家族を課税単位として、世帯員の所得を合算して一定の除数(夫婦2人の場合は2、夫婦子1人は2.5、それ以上の場合は、家族数マイナス1)で分割し、それに税率を適用させます。(n分n乗方式)

なお連合では、個人単位課税の1.5倍の税率を適用させる2分2乗方式を提案しています。

●●● わが国の活力を維持するために

わが国はいま、所得格差が拡大傾向にあり、さらに資産格差あるいは教育格差とも相まって、階層の分化・ 固定化が懸念されています。

戦後のわが国においては、所得・資産の格差が比較的少なく、階層が流動化していることが、まさに活力の源でありました。供給面から見れば、生産性向上の成果をきちんと勤労者に配分し、現場の努力に報いるシステムを作り上げてきたことが、さらなる生産性向上を促す好循環をもたらしてきました。また需要面では、国内に巨大な購買力を形成することになり、企業が供給する製品を消費する受け皿となったばかりでなく、巨大な購買力を背景として、企業が新製品の開発に積極的に力を注ぐことが可能となり、そうして産み出された新製品が世界市場を席巻してきたのです。こうしたわが国産業・経済の発展のシナリオは、今後もかわるもので

はありません。90年代以降の長期にわたる不況も、国民の購買力の不振により、このシナリオがうまく機能していないところに原因のひとつがあるのであって、シナリオ自体に問題があるわけではありません。

そうした状況のなかでは、税制についても、あくまでも現場の勤労者の活力を引き出し、あわせて格差の拡大や階層の分化・固定化を防止するという観点から、制度設計を行っていかなくてはなりません。今回の所得税制見直しの議論には、これと逆行する部分が多々見られる、と判断せざるを得ませんが、格差の拡大や階層の分化・固定化が進めば、わが国産業の活力の喪失、経済の停滞、ひいては社会の荒廃を招くことは明らかです。

「努力した人が報われる税制」ということがよくいわれます。そのこと自体は当然のことですが、日本ではいったい誰が努力しているのか、日本の産業・経済を支えているのは誰なのか、経済の不振が続くなかでも、世界最高の技術・技能を保持し続けているのは誰なのか、ということを間違えないようにしないといけません。前述のように、重要なことは所得税を広く負担できる経済構造を作ることであって、課税最低限を引き下げて強引に広く負担させることではありません。例えば、中小企業や非典型雇用者(派遣労働者、契約社員、パート、アルバイトなど)の賃金の底上げを図っていけば、おのずと納税者が増加し、広く負担することにつながっていくわけですから、そうしたことが現実に達成できるような経済情勢の実現と、ワークルール確立などによる政策誘導を図っていくことが重要といえます